

糸満市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月
糸満市教育委員会

<目 次>

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	P2～P4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	P4

1 計画の趣旨、現状

計画の趣旨

国において、教師を取り巻く環境整備が喫緊の課題となる中、沖縄県では、令和6年度から8年度までの三年間を集中取組期間として、新たな働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」の下、学校における働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策の取組が一体的に進められている。

このような中、本市の目指す教育の姿である「多様な価値観に基づき、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、持続可能な社会の創り手となる幼児児童生徒の育成。」の実現には、教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育活動を更に充実させるための環境の整備が必要不可欠である。

本計画は、教職員が「心身の健康を保ち、子どもたちへの教育の質を持続的に高めること」を目標に、教職員が事務作業を効率化し、知識や技能を学ぶ時間的余裕を創出することで、子ども一人ひとりに向き合う時間を確保できるよう、実効性のある取組を進めていくものである。

さらに、教職員の在校時間の推移や業務改善の進捗状況、および教職員の健康管理といった取組や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

本市の現状

本市では、令和6年4月に「糸満市立小・中学校の教職員の勤務時間の上限に関する規則」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内とすることを目標に、教職員の心身の健康（ウェルビーイング）を確保することで、子ども一人ひとりの変化に気づき、寄り添う心の余裕が持てるよう取り組んできた。

これまでの取組として、令和7年度には試験の自動採点システムを導入し、手作業で行っていた定期テスト、単元テストなどの膨大な採点業務の時間を大幅に短縮した他、学校現場で発生する様々な課題に対し、法的知見から助言や支援を行うスクールロイヤーを配置したことにより、教職員の精神的負担の軽減につなげている。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の割合】

	月 45 時間超	月 80 時間超	年 360 時間超
小学校	21.7%	0.9%	34.8%
中学校	21.4%	3.1%	48.4%

【令和7年度の高ストレス判定者数】

(1) ストレスチェック受検人数 466人 (R6 350人)

(2) 高ストレス判定者数 35人 (R6 37人)

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 7.5%

【令和7年度の心理的な仕事の負担（量及び質）】

(1) 心理的な仕事の負担（量） 9.1%（全国平均：7.9%）

(2) 心理的な仕事の負担（質） 8.9%（全国平均：8.0%）

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1月時間外在校等時間が45時間以上の割合を小10%、中15%にする。

イ 1月時間外在校等時間が80時間以上の割合を小・中学校0%にする。

ウ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

年度	区分	月45時間超	月80時間超	月平均時間
令和8年度	小学校	20%	解消	30時間程度
	中学校	20%	解消	30時間程度
令和9年度	小学校	16%	0%維持	30時間程度
	中学校	18%	0%維持	30時間程度
令和10年度	小学校	13%維持	0%維持	30時間程度
	中学校	16%維持	0%維持	30時間程度
令和11年度	小学校	10%目標達成	0%目標達成	30時間程度
	中学校	15%目標達成	0%目標達成	30時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。(長期有給休暇取得推進)

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6.5%まで減少させる。

ウ 心理的な仕事の負担(量及び質)を全国平均まで減少させる。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度までの4年間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間の見回りについては、保護者・地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。

・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共

有する。

③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

・地域人材と学校を結びつけるきっかけづくりを地域コーディネーターが担い、地域と一体となった学校づくりを推進する。

・学習面、支援面で地域人材と連携されている場合は、コーディネーターを通さず、互いに直接調整を行う。

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・令和7年4月から配置している弁護士「スクールロイヤー」を活用し、学校が抱える問題に法的助言を得て、保護者からの要望に対応し教員の負担軽減に努める。

⑤ 学校給食費の公会計化及び教材費等の徴収・管理

・学校給食費の徴収及び管理業務を教育委員会へ移管し、事務の負担軽減に努める。

・教材費等の徴収・管理は、学校の負担軽減を図る取組を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥ 調査・統計等への回答

・回答事務の集約化・電子化、又は回答頻度や様式の見直しを検討する。

⑦ 児童生徒の休み時間における安全への配慮

・教員以外の職員による見守りへの積極的な参画を促進する。

⑧ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校内清掃

・プール開き前の施設の清掃については、外部委託または民間業者による小学校プール清掃ボランティア活動を活用し、学校側の施設管理に係る負担軽減に努める。

⑨ 部活動の地域展開

・令和7年7月に策定した「糸満市立中学校部活動地域展開推進計画」を基に、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑩ 授業準備、学習評価や成績処理

・SSS（スクール・サポート・スタッフ）がプリントや学習資料の印刷などの事務作業や授業準備を補助することで、教員が授業や児童生徒への指導に専念できる環境を整える。

⑪ 学校行事の準備・運営

・学校行事の準備・運営財務・施設管理等の専門性を活かして参画する体制を整えるとともに、SSSによる補助業務を効果的に活用し、教員の負担軽減を図る。

⑫ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・特別支援教育指導コーディネーターを適正に配置し、各学校や保護者に対し、巡回指導や研修を通し、特別支援の必要な幼児・児童・生徒、個々にする支援のあり方・個別の教育支援計画・指導計画の作成等について助言を行う。

⑬ 学習評価に関わる補助業務

- ・自動採点システムを活用することにより、採点業務や成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

(2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア GIGA スクール構想に基づき、学校 ICT 環境整備を推進していく。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

① 長時間勤務の改善

- ・1月時間外在校時間が45時間以上の教職員、疲労の蓄積が認められる又は健康上の不安を有すると学校長が判断した教職員について、産業医による面接指導を実施する。

② メンタルヘルス不調の予防に向けた取組の充実

- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施100%（R7年度76.8%）を目指し、実施後の分析結果を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

③ 労働安全衛生管理体制の充実

- ・継続的な職場環境改善を推進するため、校内に労働安全衛生委員会を設置し、定期的な開催を通じて、必要な協議・検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 計画運用上の課題や現場の教職員からの反応について、定例校長連絡協議会・定例教頭連絡協議会などにて意見交換を行う。
- (2) 取組の着実な実行を図るため、市内小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、糸満市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の公立学校共済組合提供の「心のセルフチェックシステム」の結果から把握する。
- (4) 糸満市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 糸満市教育委員会は、市内の小中学校と連携・協働し、本計画の推進を図るため、市立学校校長、教頭、学校事務職員、養護教諭で構成された「糸満市立教職員業務改善推進委員会」を8月及び1月の年2回開催する。